



環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向

環境省「令和6年度環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」

2025年3月14日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



1. 環境デュー・ディリジェンスの概要

2. 環境デュー・ディリジェンス関連の 海外法令等の動向

- フランス 企業注意義務法
- ドイツ サプライチェーンDD法
- EU 企業サステナビリティDD指令、オムニバス規則案

1. 環境デュー・ディリジェンスの概要

環境デュー・ディリジェンスとは

- 環境デュー・ディリジェンス（環境DD）とは、バリューチェーン全体にわたる環境リスクマネジメントのこと。
- 経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業に責任ある行動をとるよう勧告する「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」において、企業活動による負の影響を特定、防止、軽減するため、DDを実施すべきと規定。

OECD責任ある企業行動に関する 多国籍企業行動指針（項目）

1. 概念と原則
2. 一般方針
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. 環境
7. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止
8. 消費者利益
9. 科学、技術及びイノベーション
10. 競争
11. 納税

【一般方針より抜粋】

11. リスクベースのDDを、例えば自社のリスクマネジメントシステムに取り入れることで、第12項及び第13項で規定されているように、実際の及び潜在的な負の影響を特定、防止、軽減し、これらの負の影響に如何に対処するかについて明らかにする。DDの性質と範囲は、個々の状況下の事情に依る。
12. 行動指針が対象とする事項に関し、自社の活動を通じて負の影響を引き起こす又はこれを助長することを回避し、負の影響が生じた場合は、救済を提供する、又は救済に協力するなどを通じ、これに対処する。
13. 企業が負の影響を助長していない場合であっても、ビジネス上の関係によって、そうした負の影響が自社の事業活動、製品又はサービスに直接結びついている場合は、負の影響の防止又は軽減に努める。これは、負の影響を引き起こした事業体から、ビジネス上の関係関係にある企業に責任を転嫁することを意図するものではない。

OECD多国籍企業行動指針：2023年改訂の概要



- 2023年6月、OECDは「OECD多国籍企業行動指針」を12年振りに改訂（名称も「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に変更）。
- 同改訂では、**環境分野でもDDを実施すべきことが明記**された。

OECD責任ある企業行動に関する 多国籍企業行動指針（項目）

1. 概念と原則
2. 一般方針
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. **環境**
7. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止
8. 消費者利益
9. 科学、技術及びイノベーション
10. 競争
11. 納税

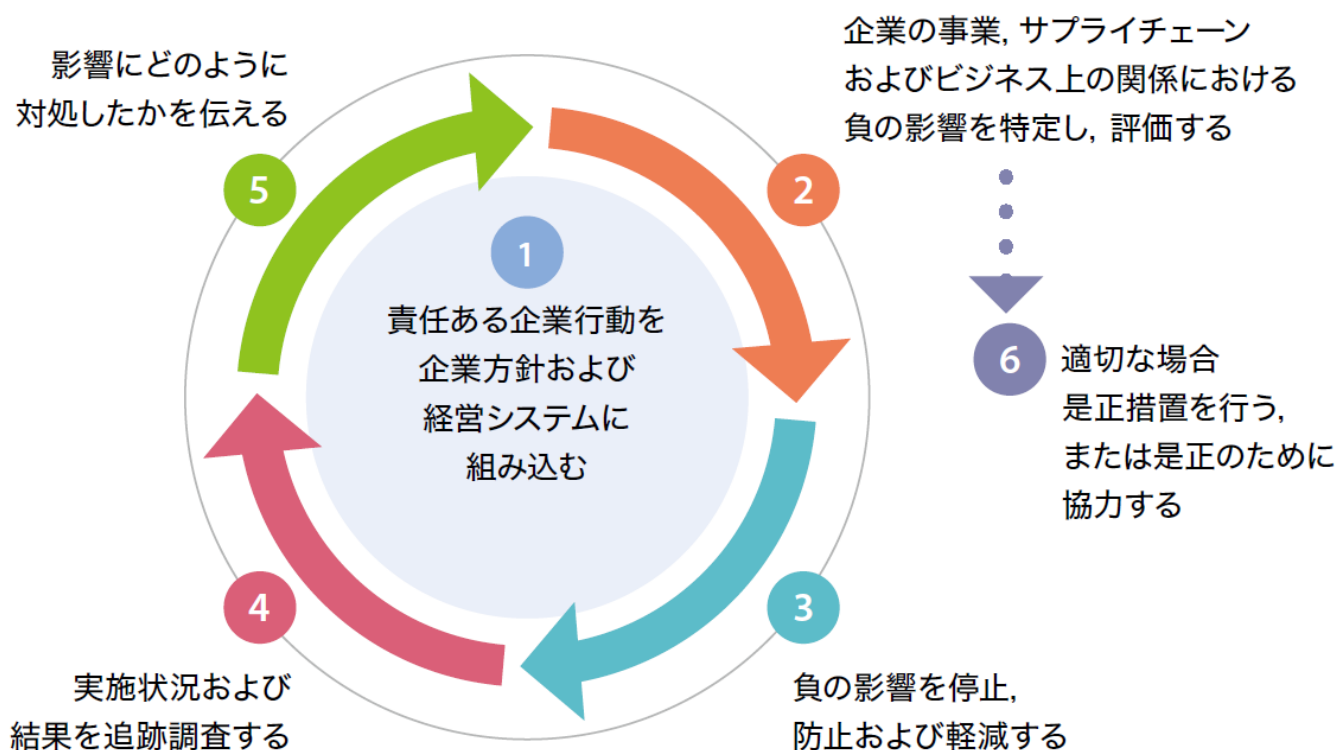
【環境の章より抜粋・要約】

- 企業は以下の**環境への負の影響**に関与している場合がある
 - 気候変動、生物多様性の喪失、陸・海洋・淡水の生態系の劣化、森林減少、大気・水・土壌の汚染、有害物質等を含む廃棄物の不適切な管理
- **環境マネジメントシステムにはリスクベースのDDの実施が含まれる**
- 環境マネジメントシステムの構築・維持にあたり、以下の方策等を講じる
 - **測定可能な目的、目標**（国の政策、国際的コミットメント及び到達点と整合し、科学に基づく）策定、**戦略の策定・実行**
 - 企業が引き起こした又は助長した環境への負の影響への対処に必要な**是正の提供するか或いはこれに協力**する、環境に対する負の影響を引き起こした又は助長した**他の事業体に対し、負の影響からの是正を行うために影響力を行使**する
- 従業員だけでなく、それが適切かつ実効可能な場合は、**サプライヤー及びその他の取引先、特に中小企業及び小規模事業者に対してキャパシティ・ビルディングなどの支援を提供**すべき

デュー・ディリジェンスのプロセスと構成要素

- OECDは「OECD多国籍企業行動指針」の実施を支援するため、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を公表。
- ガイダンスでは、DDプロセスを下記の①から⑤の構成要素で説明。加えて、DDと相互に作用し合い、最終的にはDDの支えとなり得るプロセスとして、「適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する」ことを規定。

デュー・ディリジェンスのプロセス、及びこれを支える手段



2.環境デュー・ディリジェンス関連の 海外法令等の動向

国際規範・海外法令等の導入状況

- 企業によるDDの実施に関する国際的な指針等が示される中で、欧州を中心に **人権・環境DDの実施や情報開示を義務付ける法制度の導入が進展**。

年	国・地域	指針・法令等	概要
2008	米国	レイシー法 改正	違法木材の輸入に関するDD実施を義務化
2011	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	多国籍企業にリスクベースのDD実施を勧告
2013	EU	木材規則	違法木材の輸入禁止、DD実施を義務化
2017	フランス	企業注意義務法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
2018	国際	責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス	DDの実施を実務的に支援するためのガイダンス
2021	ドイツ	サプライチェーンDD法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
	英国	環境法2021	違法な森林減少を伴う農産物（パーム油等）の取扱い禁止、DD実施を義務化
2023	EU	企業サステナビリティ報告指令（CSRD）	サステナビリティ情報（DDの方針・プロセス含む）の開示義務対象を拡大（一定規模以上のEU域外企業含む）、内容を強化。
	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	企業の環境マネジメントシステム（EMS）にはリスクベースのDDが含まれること、EMSで設定する目標は国際的コミットメント等と整合すべきこと等を勧告し、環境に対する負の影響の具体例を明記
		森林減少ゼロ製品規則	森林減少を伴う農産物（パーム油等）の輸出入禁止、DD実施を義務化
2024	EU	電池規則 改正	電池原材料（リチウム等）に関する人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
		企業サステナビリティDD指令（CSDDD）	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化（一定規模以上のEU域外企業含む）
2025	EU	オムニバス規則法案 ※2025年3月時点で法案段階であり未成立	CSDDDやCSRD等の一部規定の簡素化を提案

フランス：企業注意義務法（概要）



- 2017年3月成立。フランスに拠点を置く一定規模以上の企業に対して、サプライチェーンを対象とする「注意義務計画」の策定・実施が義務化されている。

項目	内容
対象企業	■ 以下の条件を満たすフランス企業 【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● フランス国内の本社及び直接・間接子会社で、2連続会計年度末時に合計5,000人以上の従業員を雇用している企業 ● フランス国内の本社及びフランス国内外の直接・間接子会社で合計1万人以上の従業員を雇用している企業
環境への負の影響の定義	■ 具体的な定義無し 【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● 注意義務計画の対象は、企業活動から生じる、人権及び基本的自由、個人の健康と安全、環境に対する重大な損害
企業の義務	■ 以下の要素を含む、注意義務計画の策定と効果的な実施 【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● リスクを特定、分析、優先順位付けするためのリスクマッピング ● リスクマッピングに沿った、子会社及び商取引関係のある下請け会社又はサプライヤーの状況に対する定期的な評価手続き ● リスクを軽減、または深刻な損害を防止するための適切な措置 ● 労働組合団体との協議の上で確立された、リスクの存在または顕在化に関する警告・通報制度 ● 実施措置の追跡調査及び有効性を評価する対策 ■ 注意義務計画及びその効果的な実施に関する報告書の公表 【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ■ 注意義務計画は、ステークホルダーと協働して作成されることが意図され、場合によっては、関連会社又は地域レベルで複数のステークホルダーとの間で作成される。 【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】
罰則	■ 義務の履行を命じられた企業が命令日から3か月以内に義務を果たさない場合、管轄裁判所が、当該問題のステークホルダーの申立てに応じて、当該企業に義務の履行を厳命し、必要に応じて罰金を科す。【第1条/商法第L225-102-4条II.の改正】 ■ 義務違反については、違反者が責任を負い、履行すべき義務の実施によって回避できたであろう損害を補償する。【第2条/商法第L225-102-5条II.の改正】

フランス：DD関連の訴訟の状況（1/2）

- 企業注意義務法の成立以降、把握できている限りで、企業に対して12件の訴訟が行われており、その一部は一審判決も示されている。
- リスクの特定・評価が十分でないことが訴訟の主な焦点と考えられる。
- なお下記以外にも、NGO等から訴訟前の警告文書を送付されている事象も存在。

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	訴訟の対象・内容	訴訟後の状況
2019/10/23	TotalEnergies	エネルギー	ウガンダ、タンザニア	Friends of the Earth Franceほか	✓ <u>油田開発・パイプライン建設に伴う土地収容・環境破壊</u> について、注意義務計画上で詳細なリスクの提示や優先順位付けがなされていない	一審にて請求を棄却
2020/1/28	TotalEnergies	エネルギー	全世界	Notre Affaire à Tousほか	✓ <u>気候変動</u> について、注意義務計画上のリスクマッピングや対策が不十分	手続き係争中
2020/10/23	EDF	電力	メキシコ	イダルゴ同盟代表者ほか	✓ <u>風力発電所の建設による土地収容</u> について、注意義務計画上のリスク特定が不十分であり、先住民とのFPICを怠っている	手続き係争中
2021/3/3	Casino Guichard-Perrachon	食品小売	ブラジル、コロンビア	Mighty Earthほか	✓ <u>サプライヤーである牛肉生産者による違法な森林伐採・土地収容</u> について、多数の報道や証拠があるにも関わらず、注意義務の対象範囲に含まれていない	審議中
2021/6/27	Suez Groupe (現 Vigie Groupe)	その他サービス	チリ	国際人権連盟ほか	✓ <u>飲料水処理プラントでの事故</u> による水質汚染・健康被害について、事故の発生後の注意義務計画は同様の危機の再発防止策として不十分	一審・二審にて請求を棄却

(注) 訴訟の対象が環境への悪影響に関連するものを色付け

(出所) 各種公表資料を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

フランス：DD関連の訴訟の状況（2/2）

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	訴訟の対象・内容	訴訟後の状況
2021/12/22	La Poste (フランス 郵政公社)	その他 サービス	フランス	SUD PTTほか	✓ <u>子会社における労働安全衛生等の不備</u> について、注意義務計画上のリスクマッピング、リスクマッピングに基づく下請け業者の評価手順等が不十分	<u>一審にて請求の一部を認諾</u> (上告中)
2022/3/23	Yves Rocher	化粧品	トルコ	Sherpaほか	✓ <u>子会社における不当解雇・結社の自由の侵害</u> について、注意義務計画上で考慮されていない	審議中
2022/7/29	Idemia	情報通信	ケニア	Data Rightsほか	✓ <u>生体認証データの取得等に伴う人権侵害リスク</u> について、注意義務計画上で考慮されていない	和解
2023/1/9	Danone	食品	全世界	Client Earthほか	✓ <u>プラスチック廃棄物汚染</u> について、注意義務計画におけるリスク特定・評価や対策が不十分	和解
2023/2/23	TotalEnergies	エネルギー	イエメン	Mena Rights Groupほか	✓ 筆頭権益を有するLNGプラント（紛争中のためイエメン政府が接收・UAE軍が占領し操業停止中）においてUAE軍が犯したとされる <u>人権侵害</u> について、注意義務計画上で考慮されていない	審議中
2023/2/23	BNP Paribas	金融	全世界	Notre Affaire à Tousほか	✓ <u>気候変動</u> （石油・ガスプロジェクトへのファイナンス）について、注意義務計画上の対策が不十分	審議中
2023/2/24	BNP Paribas	金融	ブラジル	Comissão Pastoral da Terraほか	✓ <u>融資先</u> の牛肉生産者による <u>違法な森林伐採</u> と土地収容について、注意義務計画上のリスク特定や対策が不十分	審議中

(注) 訴訟の対象が環境への悪影響に関連するものを色付け

現時点で唯一、原告の請求（の一部）が判決で認められた事例

フランス：DD関連の訴訟事例

- フランス郵政公社の労働組合であるSUD-PTTらは、2021年12月、同社のグループ会社が不法滞在者を下請け契約で常態的に就労させていることや、グループ内の労働安全衛生作業手順が企業注意義務法に違反していると指摘し、同社を提訴。
- パリ司法裁判所は、2023年12月、同社の注意義務計画は不十分であるとの判決を下した。

【原告の請求を認め、フランス郵政公社に命じた内容】

- ✓ リスクを特定・分析・優先順位付けするためのリスクマップを作成し、注意義務計画を完成させる
(防止・軽減措置の実施後の正味リスクに基づく優先順位付けや非常に一般的なレベルの記述では、優先事項として実行・強化すべき行動を特定できない。また、リスクの性質と深刻度・優先順位付けの基準を十分に文書化する必要がある)
- ✓ リスクマップで特定された特定のリスクに応じて、下請業者を評価する手順を確立する
- ✓ 既に存在するメカニズムでの意見収集に限定せず、労働組合との協議の上で設置した早期警戒メカニズムで注意義務計画を補足する
- ✓ リスクの防止・軽減措置は、一般的な意思表示や方針・コミットメントの想起では不十分であり、特定したリスクに対して効果的かつ十分に具体的で、測定可能な結果をもたらす可能性が高いものでなければならない
- ✓ 注意義務措置の有効性を評価するためのモニタリングシステムを導入する

【原告の請求を棄却した内容】

- ✓ 下請業者による無申告労働の防止、下請取引に関連した交渉や不正な人材貸与の状況、心理社会的リスクの防止、ハラスメントとの闘いに関するセーフガード措置の確立
(裁判所が企業やそのステークホルダーに代わり、正確かつ詳細な措置の導入を求めることはできない)
- ✓ 同社の注意義務計画の実施と評価において、下請業者リストの公表は不可欠ではない
- ✓ 同社が注意義務計画を毎年更新していることから、罰金措置は課さない

ドイツ：サプライチェーンDD法（概要）



- 2021年6月成立。2023年1月より、ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業に対して、サプライチェーン上の人権・環境DDの実施が義務化されている。

項目	内容
対象企業	■ ドイツ国内に本社、主要な事業所、管理本部、登記上の事務所を置く企業 【第1条】 ● ドイツ国内の従業員数が3,000人以上の企業は2023年1月1日より、同1,000人以上の企業は2024年1月1日より適用対象
環境への負の影響の定義	■ 以下の国際条約上の禁止事項のいずれかに違反する十分な可能性がある状態 【第2条（3）】 ● 水銀に関する水俣条約 ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（PoPs条約） ● 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約 ■ 上記に加え、人権リスクの定義の一部にも、環境に関連する内容が含まれる 【第2条（2）】 ● 人の健康被害等を生じさせる、有害な土壌変化、水質汚染、大気汚染、騒音の放出、水の過剰な消費 ● 生計のために利用されている土地、森林及び水源の違法な占有剥奪・奪取
企業の義務	■ 以下の要素を含む、サプライチェーンにおける人権・環境DDの実施 【第3～10条】 ● リスク管理体制の構築、モニタリング責任者の選定 ● 定期的なリスク分析の実施 ● 方針の公表、自らの事業及び直接サプライヤーに対する予防措置 ● 是正措置の実施 ● 苦情処理手続きの構築 ● 間接サプライヤーのリスクに関するDDの実施（違反に関する裏付けのある具体的な情報がある場合） ● 文書化及び報告 ■ DD義務の適切性は、「事業活動の性質と範囲」「リスクや義務違反の当事者に対する影響力」「違反の重大性・可逆性・発生可能性」「リスクや義務違反に対する因果関係の寄与の性質」に従って決定される 【第3条（2）】
罰則	■ 民事責任は生じない 【第3条（3）】 ■ 故意または過失による違反時の罰金（最大80万ユーロ、ただし平均年間売上高4億ユーロ以上の企業は、最大で平均年間売上高の2%）や公共調達からの排除 【第22、24条】

ドイツ：DD関連の苦情申し立ての状況

- サプライチェーンDD法の成立以降、内容が把握できるものとして、例えば以下の苦情申し立てが行われている。
- 人権侵害（又はそのリスク）があるにも関わらず対応が十分でないことや、**影響を受けるステークホルダーとの対話が十分でないこと**が苦情申し立ての主な焦点であると考えられる。

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	苦情申し立ての内容	苦情申し立て後の状況
2023/4/24	IKEA, Amazon	繊維・アパレル	バングラデシュ	バングラデシュ全国縫製労働者連盟ほか	✓ 労働者の健康・安全や職場の安全改善を目的とした国際協定に未署名であり、 サプライチェーン上の人権リスク を防止する責任を意図的に回避している	連邦経済・輸出管理局（BAFA）からの公式リリースは無し。
2023/6/21	VW, BMW, Mercedes-Benz	自動車	中国（新疆ウイグル自治区）	欧州憲法・人権センサーほか	✓ サプライヤー工場における強制労働リスク に適切に対応していることを証明する文書を提示していない	
2023/11/3	Rewe, Edeka	食品小売	エクアドル、コスタリカ	Oxfamほか	✓ サプライヤーである果物農園における労働者の人権侵害 （低賃金、農薬からの保護が無い劣悪な労働条件、労働組合への弾圧）に対応していない ✓ 現地の 労働組合や労働者との対話を軽視 している	
2024/4/3	Mercedes-Benz	自動車	米国	全米自動車労働組合	✓ 同社の 米国工場において労働者の人権を侵害 （CEOからの書簡、強制的な会合、不当解雇等の積極的な反労働組合活動を実施）している	
2024/6/21	Levi's, Hugo Boss, Inditex	繊維・アパレル	トルコ	Clean Clothes Campaignほか	✓ サプライヤー工場での人権侵害 （違法な大量解雇や労働者の逮捕、脅迫や暴力、賃金窃盗、結社の自由に対する弾圧）に対応していない。	

EU：人権・環境DDの実施義務化に関する経緯



- 2024年7月、一定規模以上のEU域内・域外企業に対して、人権・環境DDの実施と情報開示を義務付ける「企業サステナビリティDD指令」（CSDDD）が発効。

時期	経緯
2018年3月	欧州委員会が、サステナブルファイナンス行動計画を策定。企業の取締役会に対してDD実施を含むサステナビリティ戦略の策定と開示を求めることの必要性を評価することに言及。
2020年2月	欧州委員会の司法・消費者総局が、EUにおけるDDの取組実態調査に基づき、将来的なDDの法制化を提言。
2020年10月	欧州委員会が、取締役の注意義務と企業のDD実施に関する「サステナブル・コーポレート・ガバナンス指令」の検討にあたり、パブリックコメントを募集。
2020年12月	EU理事会が、欧州委員会に対して人権・社会・環境DDの基準等に関する行動計画を策定するよう求める決議を採択。
2021年3月	欧州議会が、欧州委員会に対して企業によるDD実施を義務化する指令を策定するよう要請する決議を採択。
2022年2月	欧州委員会が、CSDDD案を公表。
2022年12月	EU理事会が、理事会CSDDD指令に関する方針を採択。
2023年1月	DDプロセスを含む情報開示を義務化する「企業サステナビリティ報告指令」（CSRD）が発効、2024年1月より順次適用開始。
2023年6月	欧州議会が、議会としてのCSDDD修正案を採択。
2023年12月	欧州委員会、EU理事会、欧州議会の三者が、CSDDD案の内容について政治的な暫定合意。
2024年2月	EU理事会（常駐代表委員会）が、暫定合意したCSDDDの内容を否決。
2024年3月	EU理事会（常駐代表委員会）が、暫定合意を修正した内容でCSDDDの内容を承認。
2024年4月	欧州議会にて、CSDDDが成立。
2024年7月	CSDDDが官報に掲載され、正式発効。
2025年2月	欧州委員会が、CSDDD等の一部規定の簡素化を提案するオムニバス規則案を公表。

※ EUにおいて、欧州委員会は行政、欧州議会は立法、EU理事会は閣僚の役割を担う組織。

EU：オムニバス規則案（概要）

- 欧州委員会は、2025年2月26日、CSDDD等の一部規制の簡素化を提案する「オムニバス規則」案を公表。
- これは2024年12月に発足した欧州委員会の第2次フォン・デア・ライエン体制において、EU域内の産業競争力強化を最優先課題とし、企業の報告要件に伴う負担を少なくとも25%、中小企業では少なくとも35%削減することを目指す取組の一環。

【提案されているCSDDDの主な改正点】

- 適用開始時期の第1弾を1年延期
- DDを実施する際の要求事項を簡素化・合理化
 - 間接事業パートナーの詳細評価
 - 定期的な評価の頻度
 - ステークホルダー・エンゲージメント
 - 最終手段としての取引関係の終了義務 / 等
- 中小企業の事業パートナーに要求できる情報を限定
- 民事責任に関する規定を修正（主にEU構成国の法律に委ねる形式とする） / 等

※現時点では欧州委員会が規則案を提示した段階であり、オムニバス規則の正式な法制化には、欧州議会と欧州理事会での承認・採択が必要。

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（1/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
対象企業 ／ 適用開始時期	■ EU域内企業 【第37条 (a) (b)】 - 平均従業員数が5,000人超、かつ全世界売上高が15億ユーロ超： 2027年7月 - 平均従業員数が3,000人超、かつ全世界売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 - 平均従業員数が1,000人超、かつ全世界売上高が4.5億ユーロ超の企業等※1： 2029年7月 ■ EU域外企業 【第37条 (c) (d)】 - EU域内売上高が15億ユーロ超： 2027年7月 - EU域内売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 - EU域内売上高が4.5億ユーロ超の企業等※2： 2029年7月	■ EU域内企業 【第37条 (a) (c)】 - 平均従業員数が3,000人超、かつ全世界売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 - 平均従業員数が1,000人超、かつ全世界売上高が4.5億ユーロ超の企業等※1： 2029年7月 ⇒平均従業員数5,000人超、かつ全世界売上高が15億ユーロ超の企業の適用開始時期を1年延期 ■ EU域外企業 【第37条 (b) (c)】 - EU域内売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 - EU域内売上高が4.5億ユーロ超の企業等※2： 2029年7月 ⇒EU域内売上高が15億ユーロ超の企業の適用開始時期を1年延期

- ※1 EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度におけるロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループの全世界売上高が8,000万ユーロ超の企業
- ※2 EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度の前会計年度におけるEU域内でのロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループEU域内売上高が8,000万ユーロ超の企業

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（2/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
環境への負の影響の定義	■ 以下の国際条約上の禁止事項及び義務違反に起因する環境への負の影響。関連する国内法も考慮。 【第3条（b）、付属書第2部】 ● 生物多様性条約 ● 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称、ワシントン条約） ● 水銀に関する水俣条約（通称、水俣条約） ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（通称、PoPs条約） ● 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（通称、PIC条約） ● オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（通称、ウィーン条約及びモントリオール議定書） ● 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約（通称、バーゼル条約） ● 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（通称、世界遺産条約） ● 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称、ラムサール条約） ● 船舶による汚染防止のための国際条約（通称、マルポール条約） ● 海洋法に関する国際連合条約（通称、国連海洋法条約） ■ 上記に加え、国際人権文書に定められた権利及び禁止の一部にも、環境への負の影響に該当する内容が含まれる【第3条（b）、付属書第1部 第15号及び第16号】 ● 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（第6条1項）並びに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（第11条及び第12条）に沿って解釈される、土壌の有害な変更、水もしくは大気汚染、有害な排出、過剰な水の消費、土地の劣化、森林破壊のように自然に対するその他の影響といった、計測可能な環境上のあらゆる劣化を生じさせることの禁止 ● 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（第1条及び第27条）並びに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（第1条、第2条及び第11条）に沿って解釈される、土地と資源に対する個人、グループ及びコミュニティの権利、並びに必要最低限の生活の方法を奪われない権利（森林破壊によるものを含めて、土地、森林及び水の獲得、開発その他の利用に際し、それらからの不法な退去又はそれらの剥奪の禁止）	— （修正提案無し）

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（3/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	■ DDを企業方針及びリスクマネジメントシステムに組み込む【第7条】 - 方針策定時には従業員及びその代表者との事前協議が必要 - 方針には、「<u>DDに関する自社のアプローチ</u>」「<u>自社・子会社・取引先が遵守する行動規範</u>」「<u>関連方針にDDを統合し実行するためのプロセス</u>」のすべてを含むことが必要	ー （修正提案無し）
	■ 現に生じた及び潜在的な負の影響の特定及び評価【第8条】 - 発生可能性及び深刻度が最も高いと思われる一般的な領域を特定するため、<u>バリューチェーンのマッピング</u>を行う - マッピングの結果に基づき、<u>負の影響の発生可能性及び深刻度が最も高いと特定された領域について、綿密な分析</u>を行う - 詳細な評価を行う際、合理的であれば、負の影響が発生する可能性が最も高い取引先から直接情報を得ることを優先 - 特定した全ての負の影響を同時に、かつ、全範囲において防止・軽減・停止・最小化できない場合、<u>負の影響の深刻さと発生可能性に基づいて、優先順位付け</u>を行う	■ 現に生じた及び潜在的な負の影響の特定及び評価【第8条】 - マッピングの結果に基づく綿密な分析は、その企業自ら及び子会社における事業と直接の事業パートナーについて実施 - 間接の事業パートナーについては、負の影響が生じている、又は生じる可能性があることを示すもっともらしい情報を入手した場合には、綿密な分析を実施 - バリューチェーンのマッピングに際して、従業員500人未満の直接の事業パートナーから取得できる情報を、別途規定する自主的基準の範囲に原則として制限 ⇒原則として、DDの範囲を直接の事業パートナーまでに制限するとともに、事業パートナー側の負担を軽減

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（4/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	■ 潜在的な負の影響の防止、現に生じた負の影響の収束化・回復措置【第10~12条】 - 潜在的な又は実際の負の影響との関わり方を十分に考慮 - 関連する場合、<u>明確な時間軸及び改善指標を伴う防止行動計画の策定、直接の事業パートナーによる行動規範及び防止行動計画の遵守に関する契約上の保証取得、設備・生産・事業プロセスへの投資・更新等、事業計画・戦略等の変更・改善、取引先の中小企業に対する金銭的・非金銭的な支援、他の団体との協力を行う</u> - 取引関係の停止は最後の手段として用いる - 負の影響を引き起こした、または共同で引き起こした場合、是正措置を提供する	■ 潜在的な負の影響の防止、現に生じた負の影響の収束化・回復措置【第10~12条】 - 負の影響の防止又は適切な軽減が出来なかった場合は、最後の手段として、新たな関係の締結又は延長の差し控え、強化された防止行動計画の遅滞ない採用・実施、関連する活動に関する取引関係の一時停止を行う - 強化された防止行動計画が成功する見込みが合理的に存在する限り、取引先との関係を継続している事実だけでは、企業の責任は発生しない ⇒負の影響を防止・収束化するための取組として、最後の手段として位置付けられていた事業パートナーとの取引関係の停止義務は削除
	■ ステークホルダーとの有意なエンゲージメント【第13条】 - ステークホルダーとの協議は、<u>負の影響の特定・評価・優先順位付けに必要な情報収集、防止・是正行動計画の策定、取引関係の終了・一時停止の決定、負の影響を回復する適切な措置の採用、モニタリング指標の設定（必要に応じて）、の各段階で行う</u> - 企業は、効果的かつ透明性のある協議を実施するために、適宜、関連する包括的な情報を提供 - ステークホルダーとの効果的な対話が合理的に不可能な場合、信頼可能な専門家と追加的に協議する	■ ステークホルダーとの有意なエンゲージメント【第13条】 ステークホルダーとの協議は、負の影響の特定・評価・優先順位付けに必要な情報収集、防止・是正行動計画の策定、負の影響を回復する適切な措置の採用、の各段階で行う ⇒ステークホルダーとの協議を行うタイミングを限定 あわせて、ステークホルダーに関する定義（第3条）を変更し、協議対象を、企業・その子会社・事業パートナーの従業員、労働組合・労働者代表、並びにかかる企業・その子会社・その事業パートナーの製品・サービス・事業によって権利又は利益が直接的に影響を受ける個人・コミュニティに限定

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（5/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	■ 通知制度及び苦情対応手続きの確立・維持【第14条】 負の影響を受ける（又はその可能性がある）者、労働組合、環境への負の影響に関する経験を有する市民社会組織が、<u>苦情を申し出るために、公平で、一般に公開されアクセス可能で、予測可能で、透明な手続きを確立する</u>	— （修正提案無し）
	■ DD方針及び対策の有効性のモニタリング【第15条】 最低でも12か月ごとに、定期的に、また、重大な変化が生じた際は遅滞なく、<u>DDの実施状況、適切性及び有効性を評価する</u>	■ DD方針及び対策の有効性のモニタリング【第15条】 最低でも5年ごとに、定期的に、また、DD措置が適切又は効果的ではないと考えられる場合や、重大な変化が生じた際は遅滞なく、DDの実施状況、適切性及び有効性を評価する ⇒モニタリングの実施頻度を毎年から5年に1回以上に削減
	■ DDに関する情報の公表【第16条】 - 年次報告書をウェブサイトで公表する （報告内容は2027年3月末までに欧州委員会委任法で規定） - CSRDに基づく開示義務の適用対象企業には、CSDDDに基づく開示義務は適用されない	— （修正提案無し）

EU：CSDDDに基づくDDの実施義務（概要）（6/6）



項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	■ 以下の内容を含む、気候変動緩和のための移行計画の策定・施行 【第22条】 - 科学的根拠に基づく、2030年及び2050年までの5年毎の気候変動緩和に関する目標 - スコープ1, 2及びスコープ3の重要カテゴリのGHG排出削減目標（総量の絶対値） - 目標達成のための主要な活動の説明 - 移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模 - 移行計画に関する管理・経営・監督機関の役割の説明	■ 気候変動緩和のための移行計画（実施行動を含む）の策定 【第22条】 ⇒移行計画の策定・施行ではなく、実施行動を含む移行計画の策定に変更
罰則	■ 罰金（直近事業年度における全世界売上高の少なくとも5%を上限） 【第27条】 ■ 負の影響の防止・停止・是正に関する義務を故意又は過失により遵守せずに自然人又は法人に損害が生じた場合の民事責任 【第29条】	■ 罰金の上限額に関する最低水準の規定は削除 ■ EU共通の民事責任規程を削除し、EU構成国の制度に委ねる
その他	■ 欧州委員会は、2027年までに、事業パートナーとの自主的なモデル契約条項の指針を採択 【第18条】 ■ 欧州委員会は、2027年までに、DDの実施方法に関する各種ガイドラインを発行 【第19条】 ■ 欧州委員会は、2026年までに、金融サービス及び投資活動に関する追加的なDDの義務を定める必要性を検討 【第36条】	■ DDの実施方法に関するガイダンスの発行時期を、2026年7月に早める ■ 欧州委員会による、金融サービス及び投資活動に関する追加的なDDの義務を定める必要性の検討義務を削除